

## 目次

### 募集

令和8年度元気いばらき就職フェアのご案内	2
チャレンジいばらき就職フェア（前期）のご案内	3
スキルアップセミナー（在職者訓練）について	4
障害者向け公共職業訓練「実践能力習得訓練コース」にご協力いただける企業募集	5
いばらきリスキリング推進宣言企業を募集します！	6
令和8年度デジタルスキル習得支援事業のご案内	7

### ご案内

令和8年度労働政策課・産業人材育成課主要事業の概要	9
女性管理職育成教材のご案内	11
「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」のご案内	12
いばらき労働相談センターのご案内	14
UIJターン・地元定着支援強化事業	15
いばらき就職支援センターのご案内	16
茨城県外国人材支援センターのご案内	17
地方就職学生支援事業のご案内	18
障害者雇用伴走・定着支援員のご案内	20

### お知らせ

[労働局から]	
令和8年度茨城労働局行政運営方針	22
労働保険年度更新申告書 受理相談会日程	25
5月は労働保険の電子申請利用促進月間です	26
令和8年度「全国安全週間」を7月に実施！	27
令和7年労働災害発生状況等	28
熱中症を防ごう！	29
高齢者就業確保措置について	31
障害者の法定雇用率引き上げについて	35
男女均等な採用選考ルールについて	36
求職者支援制度のご案内	37
不妊治療と仕事との両立支援について	39
障害者雇用状況報告にあたって	40

[労働委員会から]	
労働委員会の窓から	41

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

## 令和8年度「元気いばらき就職フェア」を開催します！

令和8年度元気いばらき就職フェアを開催します。

県内事業所を10～20社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

### 1 開催日・場所

日付	開催場所	所管
令和8年 7月10日（金）	常陸大宮市	県北地区就職支援センター (0294-80-3366)
9月11日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)
10月13日（火）	つくば市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
10月23日（金）	鹿嶋市	鹿行地区就職支援センター (0291-34-2061)
11月19日（木）	下妻市	県西地区就職支援センター (0296-23-3811)
11月27日（金）	日立市	日立地区就職支援センター (0294-27-7172)
令和9年 2月 4日（木）	土浦市	県南地区就職支援センター (029-825-3410)
2月19日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター (029-300-1916)

### 2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

【お問い合わせ】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

Tel：029-301-3645

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～



## 参加企業・参加者募集！

### 【対象者】

令和9年3月大学院・大学・短大・高専・専修学校・能開校等卒業予定者及び既に卒業された方(卒業後概ね3年以内)

・参加費無料  
・要事前申込

	開催日	場所	参加企業数(予定)
つくば会場	6月21日(日曜日)	つくば国際会議場 つくば市竹園2-20-3	80社 (午前・午後 各40社)
水戸会場	7月6日(月曜日)	ホテルレイクビュー水戸 水戸市宮町1-6-1	140社 (午前・午後 各70社)

※お申込方法など詳しくは労働政策課ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r8challenge\\_zenki.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/r8challenge_zenki.html)

【お問い合わせ】茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室 (TEL 029-301-3645)

# スキルアップセミナー（在職者訓練）について

スキルアップセミナーとは、働く人をサポートするために県内5つの県立産業技術専門学院で実施している短期の公共職業訓練（ハロートレーニング）です。

「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に応えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として機械・電気・溶接・IT・新入社員研修など、以下のコースで各種技能講習を実施しています。是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

コース	講座の内容・実施例	定員	訓練時間	受講料
技能向上	電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接講座、新入社員研修 など	1 講座あたり 10～30 名 程度	おおむね 20 時間 前後	5,000 円  ※ガス溶接技能講習については4,500円
IT	基本情報技術者試験対策、IT パスポート試験対策、機械・建築CAD講座、ホームページ作成講座 など			
オーダーメイド	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工、基本情報技術者試験対策 など	3名以上		
いばらき名匠塾	オーダーメイド同様、企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。 概ね30代までの若年技能者に対して、熟練技能者から技術・技能を継承します。	3名以上	48時間程度	
技能ブラッシュアップ	技能検定1・2級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	8名程度	175時間程度	25,000円

## 【問い合わせ先】

○産業戦略部産業人材育成課	水戸市笠原町 978-6	TEL 029-301-3653
○県立水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町 6342	TEL 029-269-2160
○県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町 3-9-1	TEL 0294-35-6449
○県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市林 572-1	TEL 0299-69-1171
○県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根番外 50-179	TEL 029-841-3551
○県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸 1336-54	TEL 0296-24-1714

## 【スキルアップセミナー】

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/jinzai/zaisyoku/zaisyokutop.html>



企業・事業所の皆様へ



# 障害者の職業訓練にご協力いただける 企業、事業所等を募集しております

- ◆ 県では、企業等に委託し、求職中の障害者向けの職業訓練「実践能力習得訓練コース」を実施しております。
- ◆ この訓練コースは、企業等の職場を活用して実施するもので、実際の仕事を教えていただくことで就労に必要となる実践的な知識・技能を障害者に身に付けていただく内容となっております。
- ◆ 県に配置する「障害者職業訓練コーディネーター」が、訓練科目設定のご相談から訓練修了まで、継続して訓練受講生と委託先企業等をサポートします。
- ◆ 一般就労を希望する障害者に対する支援策であるとともに、企業等に対しては訓練中の指導を通じて障害者雇用に対する不安を取り除いていただくための支援策でもありますので、障害者雇用を検討されている企業等の皆様に積極的にご活用いただきたい訓練コースです。

## 【訓練概要】

- 委託料 県から御社へ委託料をお支払いします。  
〔金額〕訓練受講生1人当たり 上限月額 70,400円(税込)  
(※)中小企業の場合は 上限月額 105,600円(税込)
- 訓練期間 1カ月(訓練の標準時間100時間/月)
- 訓練人数 1名から実施可
- 募集期間 随時募集
- 訓練科目 訓練受講生・企業等のご要望に応じた訓練科目を設定
- その他 訓練であるため、訓練受講生に対する賃金等の支払いは不要です。  
(※)中小企業の要件はお問い合わせください。

## 【問い合わせ先】

茨城県 産業戦略部 産業人材育成課 技能振興グループ  
電話:029-301-3656(直通)

# いばらき リスクリング 推進宣言

絶賛募集中!!  
各種特典あり!!

「いばらきリスクリング推進宣言制度」は、県内の企業等が従業員のリスクリングを推進することを宣言書として明確化するとともに、その内容を県や企業自身のHPなどで広く公表することで、県内の企業等におけるリスクリングの推進と、意識啓発や機運の醸成を図ることを目的としています。

成長戦略の実現に向け、リスクリングに取り組む企業・団体からの宣言をお待ちしています！  
ご興味がありましたら県からご説明に伺いますので、お気軽にお問い合わせください！

## 宣言のメリット

- ◆ 従業員に成長の機会を与え、企業の持続的な発展を目指し積極的にリスクリングに取り組んでいる企業としてイメージアップに繋がります。
- ◆ 企業としての人材育成の方針が社内外に表明でき、従業員のエンゲージメント(会社への愛着や貢献意欲)の向上や優秀な人材の確保に繋がることが期待されます。



## 宣言の特典

- 県のリスクリングポータルサイトでご紹介します！
- 各社のお取組を取材し、コラム記事でご紹介します！
- 就職マッチングサイト「いばらき就職チャレンジナビ」において、特集して掲載しています
- 従業員のキャリア相談やスキル習得のお悩みに専門のリスクリングアドバイザーを無料で派遣します！
- 各種講座の受講料を割引します！
- 推進宣言企業が受けられる人材育成の補助金制度があります！ ▲人材育成補助金
- 雇用促進等支援融資の対象となります！ ※対象要件あり
- 卓上ミニのぼりをプレゼントします！

## 宣言後の流れ

いばらきリスクリング推進宣言企業を対象に、優れたお取組をされている企業を表彰しています！  
ぜひご応募ください！

※自薦・他薦は問いません ※募集は2026年8月頃～10月頃を予定



▲ 宣言書イメージ

詳細の確認、申請書のダウンロード及び申込み等につきましては、ポータルサイト「いばらきリスクリングプロジェクト」から ▶▶▶  
<https://ibaraki-rs.jp/promotion/declaration/>



# デジタルスキル向上のための 教育研修を支援します！

## 最大 10万円補助 (補助率 1/2)

※10万円の補助を受ける  
には要件があります

詳細は裏面を  
チェック！

**募集締切 令和9年1月29日(金)まで**

※募集期間内であっても、予算満額に到達した場合は募集終了いたします

※補助金交付決定日以降に受講した研修等が補助対象となります

※研修等の受講開始日から起算して21日前までに申請してください(必着)

### 補助金活用研修例

※下記の研修例以外にも対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

#### 営業・販売・事務分野

- 顧客管理システム構築による顧客・売上データ等の管理
- 気象条件や売上実績等からAIによる発注数の自動算出
- ホームページ、SNS、YouTubeなどを活用した広報

#### 製造分野

- 生産・販売管理システムによる受注から売上までの進捗管理

#### 医療事務分野

- レセプトコンピュータによる診療報酬明細書作成
- 電子カルテによる患者情報の管理

#### 輸送サービス分野

- 配送管理システムによる配送ルートの最適化や商品の追跡

#### 農業分野

- IoTを活用した温度管理等による農作物栽培

※事業と関連が認められれば、講座の組み合わせも可

#### 旅行・観光分野

- 予約管理システムによるホテルや航空券のオンライン予約
- モバイル観光案内アプリによる観光地情報の発信

#### 建設関連分野

- 3DCADを使用した設計図面の作成
- ドローン測量×3D解析

#### 理容・美容関連分野

- 予約システムの導入

#### 介護・医療・福祉分野

- タブレットによる一連の業務実績や患者のバイタルデータの記録

#### 調理分野

- 在庫管理システムによる食材や調味料の在庫管理

### デジタルスキル習得支援事業補助金

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ

TEL:029-301-3653

MAIL:rousei4@pref.ibaraki.lg.jp

県ホームページ↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/tyuusyoukigyyou.html>

詳細はこちら



# — 対象等 —

■**対象者**：茨城県内に主たる事務所・事業所を有する事業者であり、県内においてDXの推進・生産性向上等に取り組む中小企業・個人事業主  
(いばらきリスキリング推進宣言企業が対象)

※対象者の要件は下記の県HPからご確認ください

■**事業目的**：1. DX推進 2. 生産性向上 3. 付加価値創出・新分野進出

■**対象経費**：DXの推進、生産性向上等に取り組むために必要となるデジタルスキルに係る資格取得やスキルアップのための**教育研修費等（外部研修の受講料、外部講師の招へい費用(謝金、旅費)**  
※交付決定日から令和9年2月28日までの間に受講（支払含む）完了するものに限る

■**補助額**：**最大10万円（補助率1/2）**

※上限額の範囲内で、対象経費に補助率をかけた額が補助額になります

いばらきリスキリング推進宣言についてはこちらから

<https://ibaraki-rs.jp/promotion/declaration/>

■**必要書類等は下記の県HPからご確認ください。**

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/tyuusyoukigyou.html>

※上記の目的のために、デジタルスキルを用いることが要件になります。

# — 申請方法 —

○**郵送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）**

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ宛

○**いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請**

産業人材育成課HPのリンクから、申請画面にアクセスできます

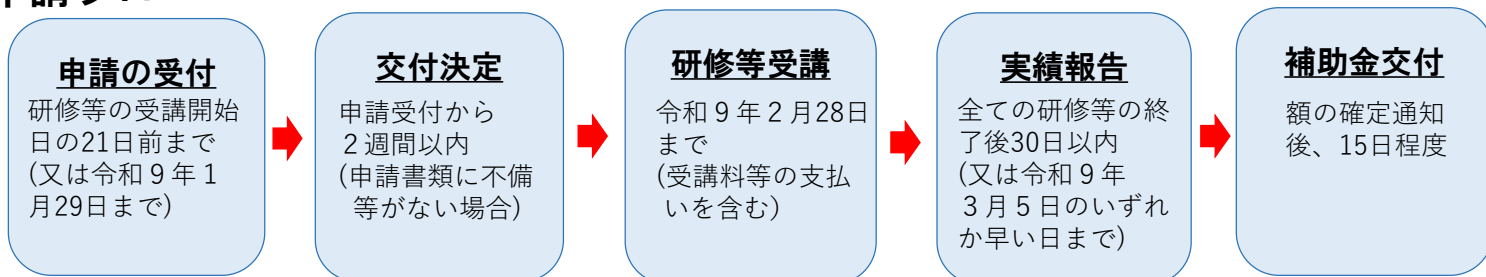
※先着順に受付いたします。

※募集期間内であっても、補助金交付申請額が予算額に到達し次第、募集終了とさせていただきます。

詳細はこちら



## 申請フロー



※令和8年4月1日から起算して5年間は、研修等受講後の、交付申請書記載の事業計画の進捗状況について報告を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# 2026（令和8）年度労働政策課主要事業の概要

## 雇用の促進と労働福祉の充実

### 1 いばらき就職支援センター事業

若年者をはじめとする就職希望者に対して、就職相談から職業紹介までの一貫したサービスを提供するとともに、各センターから遠距離の地域における出張相談を実施しています。

また、離職された方の再就職支援、若年者の正規雇用支援、女性・中高年齢者の再就職支援及び新規立地企業や地域の中小企業に対する人材確保支援を行っています。

水戸市三の丸1-7-41（祝日・年末年始は休業）

○就職支援（平日9:00-19:00、第2・4土9:00-16:00）

TEL 029-300-1916 ※職業紹介は

029-300-1715 平日9:00-16:00のみ

○労働相談（平日9:00-19:00、第2・4土9:00-15:00）

TEL 029-233-1560

### 2 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業

県内中小企業の成長や経営改善を図るため、高度なスキルを持った人材について、転職・副業等の多様な形態による県内企業とのマッチングを支援します。

### 3 茨城就職チャレンジナビ事業

茨城県の求人マッチングサイト「いばらき就職チャレンジナビ」の運営により、県内企業の就職情報の不足によるミスマッチを解消し、多様なニーズに応じた就職を円滑に支援します。

### 4 大卒等就職面接会開催事業

大学等卒業予定者の就職機会の拡大と県内企業の人材確保を図るため、「チャレンジいばらき就職フェア」を開催します。前期（6～7月）2会場、後期（10月）1会場で実施予定です。

### 5 U I Jターン・地元定着支援強化事業

人材確保に向けてU I Jターンと地元就職の取組を実施することにより、新卒者のもとより、広く、県内への転職者、移住希望者を掘り起こし、東京圏等からの人材還流と地元定着を促進します。

### 6 高年齢者労働能力活用事業

働く意志と能力を持った高年齢者に対して就業機会を提供するシルバー人材センター連合会の運営費の一部を助成します。

### 7 障害者雇用促進事業

障害者雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定し、認証マークを交付するなど啓発事業を通して県民の理解促進を図るとともに、障害者の方々に就労するうえでの有益な情報を提供することにより、障害者の就労を支援します。

### 8 障害者雇用創出・支援事業

いばらき就職支援センターを拠点に、障害者雇用伴走・定着支援員を配置し、関係機関との連携のもと、障害者法定雇用率未達成企業等に対して個別訪問による雇用創出支援や障害者とのマッチングを支援します。

### 9 外国人材活躍促進事業

本県産業を支える優秀な人材の確保、及び県内企業の人手不足解消のため、在留資格制度に関するセミナーの開催や、就職を希望する外国人と県内企業の就職マッチングを行うことで、継続的かつ安定的に人材・労働力を確保します。

### 10 人材適正雇用促進事業

産業界、県、県警、国などの連携のもと、雇用主の意識啓発を図ること等により、不法就労を防止し、外国人材の適正な雇用を促進します。

(1) 外国人材適正雇用推進宣言制度

(2) 外国人材適正雇用促進キャンペーン（啓発巡回等）

### 11 緊急生活支援融資資金貸付制度

失業者や勤労者に対する緊急生活支援対策として、生活資金を中央労働金庫と協調して低利で貸し付けます。

(1) 失業者等生活資金融資制度

県内にお住まいの勤労者が、失業したり、給料の遅配を受けたりした場合に、日常生活に必要な生活資金をお貸しします。（貸付限度額50万円、利率1.4%）

(2) 勤労者生活資金融資制度

県内にお住まい又は勤務する方に、冠婚葬祭、病気による入院、子どもの学校入学、災害等のために必要な生活資金をお貸しします。（貸付限度額100万円、利率1.8%）

### 12 育児休業・介護休業者生活資金貸付制度

茨城県内にお住まいの勤労者が、育児休業や介護休業を取得した場合、休業期間中の生活に必要な資金をお貸しします。

（貸付限度額100万円、利率1.7%）

※11・12の貸付制度についてのお問い合わせは

中央労働金庫 茨城県本部 TEL 029-221-4181

または中央労働金庫県内各支店へ

### 13 いばらき労働相談センター事業

いばらき労働センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。

### 14 働き方改革・女性活躍推進事業

県内企業における働き方改革を促進するため、優良企業の認定や、企業の取組等優良事例の普及・啓発を図るとともに、女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的な企業を表彰するほか、女性管理職育成を支援する研修等を実施します。

### 15 いばらき業務改善奨励金事業

賃金を上げた中小企業、小規模事業者等が行う生産性向上のための設備投資等に対し、助成金の支給を行います。

### 16 いばらき賃上げ支援事業

令和8年度の最低賃金改正において、中央引上げ目安額以下の賃金を、最低賃金以上に引き上げを実施した中小企業等に対し、支援金の支給を行います。

【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部 労働政策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL : 029-301-3635・3645

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html>

# 2026（令和）年度産業人材育成課主要事業の概要

## 職業能力の開発・人材の育成

### 1 新規学卒者訓練事業

高等学校等新規学卒者を対象に、県立情報テクノロジー大学校において、高度なIT技術者を育成するとともに、県立産業技術専門学院において、ものづくりなどの技能人材を育成します。

- (1) 県立情報テクノロジー大学校  
情報システム科、情報処理科の2コース  
(定員：160名、訓練期間：2年)  
応用情報専攻科を新設（定員：20名、訓練期間：2年）
- (2) 県立産業技術専門学院  
自動車整備科、電気エンジニア科、ITシステム科等  
延べ15コース（定員：370名、訓練期間：1～2年）

### 5 障害者に対する職業能力開発事業

- (1) 知的障害者職業能力開発事業  
水戸産業技術専門学院において、知的障害者を対象に職業訓練を行います。
  - ・総合実務科  
(定員：20名(前・後期各10名)、訓練期間：6ヶ月)
- (2) 障害者委託訓練事業  
民間教育機関等に委託して、障害者を対象に職業訓練を行います。
  - ・知識・技能習得訓練コース（定員：10名、訓練期間：3ヶ月）
  - ・実践能力習得訓練コース（定員：1名～、訓練期間：1ヶ月）

### 2 離職者等訓練事業

離職者等の早期就職を促進するため、ハローワーク等との連携を図りながら、民間の活用等により就職のために必要な知識・技能を習得する訓練を行います。

- ・委託訓練（民間教育訓練機関等へ委託）  
OAシステム科、介護福祉科、介護サービス科、  
建築CAD・玉掛け・フォークリフト科等 69コース  
(定員：900名、訓練期間：1か月～2年)

### 6 茨城県職業人材育成センター運営事業

- 企業等に対する職業能力開発の拠点及び技能検定会場等、能力評価の振興を図る拠点として運営します。
- ・名称：茨城県職業人材育成センター
  - ・所在地：水戸市水府町864-4
  - ・用途：技能検定会場、県が行う職業訓練等

### 3 在職者訓練事業・いばらき名匠塾事業

中小企業在職者の能力向上を図るため、企業ニーズに基づき、技能向上、IT技術、オーダーメイド等実践的な訓練コース（土日、夜間も実施）の実施や中堅者への技能継承の促進を図るため、ベテラン技能者が培ってきた技能を伝承するための講座を開催します。

- (1) 在職者訓練事業
  - ・技能向上コース（電気工事士、溶接等）  
37コース、定員640名
  - ・ITコース（CAD、基本情報技術者試験対策等）  
39コース、定員476名
  - ・オーダーメイド型コース（個別相談により訓練内容を決定）  
29コース、定員250名
  - ・技能ブラッシュアップコース  
(技能検定1・2級の技能習得を目指す少人数・長時間のコース)  
1コース、定員 8名

### (2) いばらき名匠塾事業

- ・講座内容：旋盤コース、電子機器組立コースなど
- ・対象者：中小企業で働く中堅青年技能者  
(概ね20歳代から30歳代)
- ・定員等：各コース5名以内（各学院でコース実施）

### 7 リスキリング推進事業

県内産業界の生産性向上と賃金水準の向上を図るため、リスキリングを推進します。

- (1) 意識啓発・機運醸成
  - ・リスキリング推進宣言制度、先進企業の顕彰
  - ・ワークショップ、シンポジウムの開催
  - ・ポータルサイトの運営
- (2) スキル習得支援
  - ・県認定講座の実施
  - ・デジタルスキル習得の支援
  - ・リスキリングアドバイザーによる相談

### 4 ものづくり振興・人材育成事業

優れた技能者を『ものづくりマイスター』として認定し、地位向上を図るとともに、企業でのOJTや、学校教育・社会教育などにおいて積極的に活用を図るとともに、中学生・高校生を対象としたジュニア技能インターンシップ事業を実施します。

※ ものづくりマイスター：優れた技能を有し、技能の維持・継承や人材育成のできる者

#### 【お問い合わせ】

茨城県産業戦略部 産業人材育成課  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6  
TEL：029-301-3656・3653  
<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/index.html>

視聴  
無料

PC/スマホ  
で受講可能

# 働く女性のキャリアを考える教材をご活用ください！

県内外の女性活躍の現況や女性が職場で活躍するためのポイントを学び、女性が自らのキャリアについて考えることができる動画の教材です。

どなたでも無料で活用いただけます。

企業内研修や個人学習など様々な機会にご活用ください。



## この教材をお勧めしたい方

例えばこんなお悩みや課題をお持ちの方へ

- ・自社で女性活躍を進めたい。女性社員にリーダーとして活躍してほしい。
- ・自分自身の今後のキャリアについて考えたい。
- ・女性活躍の日本や本県の現在の状況を知りたい。

女性がご自身の  
キャリアを考える  
きっかけとしてい  
ただけます！

**受講期間** 1か月間(期間中何度でも視聴いただけます)

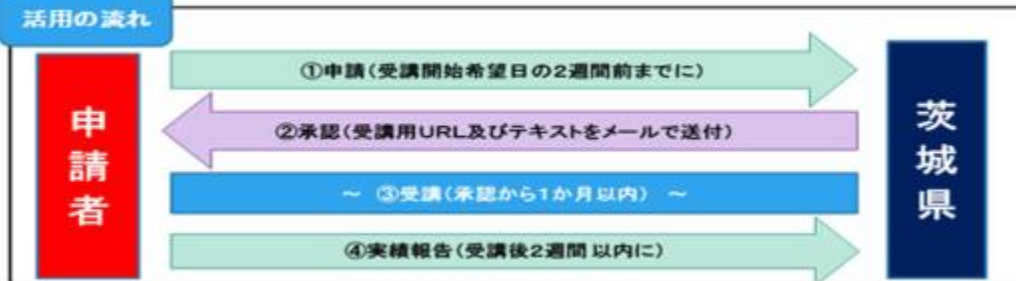
## 申込

以下の県ポータルサイトからお申し込みください。

[https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/women\\_career\\_teaching\\_material.html](https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/women_career_teaching_material.html)

県ポータルサイト QR

## 活用の流れ



## 教材概要

番号	動画種類	内容	受講時間
Vol.1	女性活躍の現状	様々なデータから日本及び茨城県の女性活躍に関する現状を学ぶ	約 19 分
Vol.2	私らしく生き活きと活躍するキャリアを考える	「私らしいキャリアを考える視点」や「生き活きと活躍するための3つのポイント」を学ぶ	約 32 分

※各動画の専用テキスト+効果測定用の正誤問題を併せて提供します。

## 出演者プロフィール



株式会社キャリアアンドブリッジ 取締役 遠藤和氏

大手情報出版会社の地域活性事業部にて省庁、地方自治体のコンサルティング事業に従事。独立後は、全国の大学等でのキャリア開発支援・大手企業内での女性のキャリアデザインセミナー・メンター研修に携わる等、実績多数。



お問い合わせ先 茨城県産業戦略部労働政策課(労働経済・福祉G)

Tel 029-301-3635 Mail [rosei1@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:rosei1@pref.ibaraki.lg.jp)

## 「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを運営しています。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

### 1 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

2 URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>

### 3 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

4 リンク 各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。  
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りします。  
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



5 お問い合わせ先 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G  
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp

あなたにエール！ ～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～

トータルメニュー

トップページ | サイトについて | 働き方改革 | 女性活躍 | いばらき女性活躍・働き方応援協議会 | 最新・速報 | インタビュー | セミナーイベント | 各種お問い合わせ | メールマガジン

あなたにエール！

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～

優良企業インタビュー  
株式会社鶴岡工業

## News お知らせ



- 2026.03.26 [乳がんNEW★メールマガジン「2026年3月号第3弾」発行いたしました](#)
- 2026.03.24 [★NEW★スライドショーがリニューアルしました](#)
- 2026.03.24 [★NEW★「茨城の働く女性たち」インタビューを掲載しました](#)
- 2026.03.18 [★NEW★茨城県女性ロールモデル交流会の開催結果を掲載しました](#)
- 2026.03.12 [★NEW★メールマガジン「2026年3月号」発行いたしました](#)

## Link 関連リンク

女性の活躍・両立支援総合サイト

女性応援ポータルサイト

かみつ 働き方改革支援センター カエル！ジャパン

仕事と子育て両立支援のひろば

MEN

NEXT WORK STYLE

## Seminar & Event セミナー&イベント



最新のセミナー&イベント一覧

## Interview インタビュー



### 働き方改革・女性活躍優良企業



社会福祉法人 佛の宮  
理事 堀内 高松 芳彦さん



株式会社おわか交通  
代表取締役 大野 祐治さん



鹿嶋製菓株式会社  
代表取締役社長 栗津 真人さん



コンドミンシステム株式会社  
代表取締役 仁前 博史さん

## いばらき労働相談センターのご案内

- 賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩まれていますか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- 秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。  
ご相談は、電話のほか、面談、メールで受け付けています。  
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。
- なお、各地区就職支援センター（県北、日立、鹿行、県南、県西）内での出張面談についても、日程調整のうえ行っていますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。

### 相談窓口

開設日時：月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）  
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）  
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

場所：水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階

電話番号：029-233-1560

メールアドレス：rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

主な相談内容：労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、パワハラ、職場でのいじめ等

ホームページ：<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/rodosodan/sodan.html>

# UIJ ターン・地元定着支援強化事業

## ◆事業の目的◆

本県産業を担う人材の確保・定着を図るため、県内高校や県内外の大学及び経済団体と連携し、高校・大学訪問、各種セミナー、交流会、インターンシップ等を実施することで、学生の本県へのUIJ ターン就職及び地元定着を促進する。

**セミナー・交流会・インターンシップの開催時期や開催方法につきましては  
決まり次第お知らせします。**

## ◆事業の内容◆

### <いばらき就職応援くらの運営>

- 県内外の大学、経済団体等が構成員となり、UIJ ターンと地元定着に向けた推進体制を構築
- 大学訪問、大学での就職セミナー及び企業セミナーの実施
- 大学と企業の交流会、意見交換会の実施
- 県主催の就職面接会や県内企業の就職情報の提供、大学や学生のニーズ把握

### <高校生対象早期キャリア講座の開催>

- 県内高校等の生徒を対象に、大学卒業後のUIターン就職及び地元定着を促進するため、県内企業の先輩社会人が高校に出向き、キャリア講座を実施。
- 企業紹介を行うことで、大学進学前の早期段階から県内企業を知る機会を提供。

### <企業の採用力強化支援事業>

- 本県に就労場所を有する企業の採用担当者等を対象に、採用戦略の改善・PR 力強化のためのセミナーと実践支援を実施。企業の参加申込は特設サイトにて受付予定です。開催詳細や特設サイトについては、労働政策課雇用促進対策室のHPにて随時情報を発信します。

### <茨城で働く！魅力発見インターン&仕事体験>

- 本県企業の魅力や県内で働くことのメリットを体験してもらうため、県内の優良企業でのプログラム（5日間インターン、1day 仕事体験）を実施し、UIJ ターンの契機をつくります。参加対象は県内外の高校生、大学生等、一般求職者。
- \* 事前面談で、将来についての考えや応募動機の確認などを実施し、有意義な時間となるようサポートします！

### <チャレンジいばらき業界研究会>

- 学生の就職活動の早期化に対応するため、主に卒業年次未満（大学3年生など）の学生に対して、県内の各産業を代表する企業が産業の特徴や働き方を説明し、学生の県内就職の意欲を喚起する業界研究会を開催。幅広く参加者を募るため、県内のほか、都内でも開催します。

### <就職情報サイト「いばらき就職チャレンジナビ」の運営>

- 就職情報サイトの運営により、県内企業の就職情報の不足によるミスマッチを解消し、多様なニーズに応じた就職を円滑に支援します。

## ～ いばらき就職支援センターをご利用ください ～

茨城県では、就職先をお探しの方やお困りの方を対象に、県内6か所に県の無料職業紹介機関「いばらき就職支援センター」を設置しています。

センターでは、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が常駐し、就職相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行います。無料で利用できますので、ぜひお越しください。

### 【名称・所在地・連絡先】

- |               |   |
|---------------|---|
| ①いばらき就職支援センター | 所在地：水戸市三の丸 1-7-41<br>電話番号：029-300-1916            |
| ②県北地区就職支援センター | 所在地：常陸太田市山下町 4119 県常陸太田合同庁舎内<br>電話番号：0294-80-3366 |
| ③日立地区就職支援センター | 所在地：日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所会館内<br>電話番号：0294-27-7172  |
| ④鹿行地区就職支援センター | 所在地：鉾田市鉾田 1367-3 県鉾田合同庁舎内<br>電話番号：0291-34-2061    |
| ⑤県南地区就職支援センター | 所在地：土浦市真鍋 5-17-26 県土浦合同庁舎内<br>電話番号：029-825-3410   |
| ⑥県西地区就職支援センター | 所在地：筑西市二木成 615 県筑西合同庁舎内<br>電話番号：0296-23-3811      |

### 【相談時間・連絡先】

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| ① 平日    | 9時～19時（祝祭日及び年末年始を除く） |
| 第2、4土曜日 | 9時～16時               |
| ②～⑥ 平日  | 9時～16時（祝祭日及び年末年始を除く） |

### 【支援内容】

- ・相談員による就職相談、キャリアカウンセリング等の各種相談対応
- ・職業紹介（紹介状の発行）、内職の紹介
- ・面接練習、履歴書等の書類添削指導
- ・就職面接会、就活セミナーの開催
- ・出張相談の実施（大子、北茨城、神栖、潮来、行方、稲敷、坂東）

いばらき就職支援センターホームページ

<https://jobcafe.pref.ibaraki.jp/>

【お問い合わせ】 茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



## ～ 茨城県外国人材支援センターのご案内～

茨城県外国人材支援センターは、県内での就労を希望する外国人（留学生を含む）と県内企業との就職マッチング支援、外国人材を雇用したい企業への各種支援、セミナーの開催、専門家派遣などの支援を行っています。

### 外国人採用でこんなお悩みありませんか？

- ・外国人材を雇用したい
- ・行政書士の支援を受けたい
- ・雇用のミスマッチングを避けたい
- ・外国人材の定着支援を受けたい
- ・求人情報を掲載したい、求職者情報を閲覧したい

## 茨城県外国人材支援センターにご相談ください！

#### 【所在地】

水戸市千波町後川 745 ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館 1 階

#### 【受付時間】

平日 9 時 00 分～17 時 00 分（土日祝祭日及び年末年始を除く）

#### 【連絡先】

電話番号：029-239-3304 E-mail：info@ifc.ibaraki.jp

#### 【外国人材支援センターホームページ】

<https://ifc.ibaraki.jp/>

#### 【支援内容】

- ・アドバイザーによる相談対応
- ・外国人材と県内企業の就職マッチング
- ・企業向け各種支援セミナーの実施
- ・外国人材向け日本語学習 e ラーニングシステムの提供
- ・外国人材からの就労に関する相談

※（生活相談は（公財）茨城県国際交流協会「外国人相談センター」で受付）

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 00 分（土日祝祭日及び年末年始を除く）

電話番号：029-244-3811

#### 【お問合せ】

茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室（029-301-3645）

# 茨城県

## 地方就職学生支援事業

### ご案内(補助金)

卒業・修了年度に東京圏内(東京、埼玉、千葉、神奈川)に在住していて、  
都内に本部がある東京圏内の大学・大学院を  
卒業見込みの方or卒業した方(卒業後1年以内)

## 茨城県へ就職・移住する際に 要した費用を支援します！

※原則、勤務地が茨城県内に所在すること。ただし、市町村の判断により、勤務地が福島県、栃木県、埼玉県及び千葉県(埼玉県及び千葉県については、条件不利地域に限る。)内の場合も対象に含めることがあります。

### ① 交通費補助

茨城県内企業への就職活動等に参加するために要した交通費として

**4,260円(上限)を支援**

### ② 移転費補助

茨城県へ移住する際に要した引越し費用として**実費**を支援

※移住に要した最低限の実費であることを証明できない場合は、実費又は66,000円のいずれが低い金額が上限

**注意** 本事業は移住(予定)先市町村が事業を実施している場合に活用することが可能です。  
実施市町村・制度の詳細は、県HPをご確認ください。  
(上記QRコード又は「茨城県地方就職学生支援事業」で検索)



**お問い合わせ**

茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL : 029-301-3645 メール : rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

# 主な対象要件

## 01 移住等に関する主な要件

- 大学・大学院の卒業・修了年度において、都内に本部がある大学等の東京圏内（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県内で条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。  
ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。
- 大学・大学院の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。
- 本事業実施市町村に移住したこと。ただし、在学中に交通費の申請をする場合には、02で示す就職に関する要件を満たす企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

## 02 就職に関する主な要件

- 卒業・修了後1年以内に、原則として茨城県内を勤務地とする企業に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日が1年以内であること。  
※本事業実施市町村の判断により、勤務地が福島県、栃木県、埼玉県及び千葉県（埼玉県及び千葉県については、条件不利地域に限る。）内の場合も対象に含めることがあります。
- 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

## 03 留意事項

- 卒業・修了後1年以内かつ就業開始後1年以内に移住先の市町村に申請すること。
- 本事業の申請先市町村へ移住後1年以内に他市町村に転出した場合や、就業開始日から1年以内に対象の職を辞した場合（退職日から3ヶ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）等は、支給した額の全額の返還が必要となります。  
ただし、申請先市町村から転出した場合でも、県内市町村への移動であれば、申請先市町村の判断によって、返還対象としない場合もあります。

上記要件の他にも満たすべき要件があり、詳細は市町村により異なりますので、詳しくは各市町村の窓口にご確認ください。



障害者雇用をお考えの企業の皆様へ



# 障害者雇用伴走 ● 定着支援員が



雇用への取り組みの  
お手伝いをします!!

県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用伴走・定着支援員が日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

## こんなお悩みありませんか？

障害のある人を  
雇用したい

雇用の  
ミスマッチ  
を避けたい

定着支援を  
受けたい

助成金制度を  
活用したい

障害のある人  
に対する理解を  
深めたい



水戸市三の丸 1-7-41  
(いばらき就職支援センター)  
Tel: 029-303-6322  
Fax: 029-221-6031  
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



# 障害者雇用促進法の概要

## 1 障害者雇用率制度

全ての事業主には、常時雇用している労働者に障害者雇用率を得た数以上の障害者を雇用することを義務づけています。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も引き上げられました。

事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

事業主区分	法定雇用率	
	令和6年4月～	令和8年7月～
民間企業	2.5% (従業員40.0人以上)	2.7% (従業員37.5人以上)
国・地方公共団体等	2.8%	3.0%
都道府県の教育委員会	2.7%	2.9%

### ○障害区分に応じた算定方法

(単位：人)

週所定労働時間	10時間以上	20時間以上	30時間以上
身体障害者	—	0.5	1
重度	0.5	1	2
知的障害者	—	0.5	1
重度	0.5	1	2
精神障害者	0.5	1	1

## 2 障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る制度です。常用雇用労働者が100人を超える月が4～3月の1年間を通して5か月以上ある事業主で、法定雇用障害者数を下回った場合は申告とともに納付金の納付が必要になり、法定雇用障害者数を超過している場合は、申請に基づき調整金を支給します。納付金は調整金や報奨金、助成金等の原資となります。

**納付金の徴収**：不足する障害者1人当たり月額5万円

**調整金の支給**：超過する障害者1人当たり月額2万9千円など※

※なお、常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者の総数が一定数を超過している事業主に対しては、申請に基づき報奨金（1人当たり月額2万1千円）を支給します。詳しくは、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構HPをご覧ください。

高障機構 障害者雇用納付金制度の概要 ▼



### 障害者雇用納付金制度の概要



障害者雇用を支援する施策

※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～より引用

# 令和8年度 茨城労働局行政運営方針

今後、更なる人口減少により、労働供給制約が強まることが予想される中で、我が国の活力の維持・向上には、国民一人一人がその能力を十分に発揮し活躍することが不可欠です。物価上昇を上回る賃上げが継続する環境整備を進めると同時に、労働生産性の向上や、労働移動の円滑化、労働者の希望に応じた労働供給量の確保に向けた取組を進め、全ての働く方それぞれのニーズに応じて、多様で柔軟な働き方を選択することができる社会の実現を目指すことが求められています。

このことを踏まえ、茨城労働局では、下記のとおり令和8年度行政運営方針を策定し、各行政施策課題に対して取り組むこととしています。本文は3章構成で、第1章労働行政を取り巻く情勢、第2章重点施策、第3章主要施策、それぞれ記載されておりますが、その一部を抜粋し、第2章重点施策の各事項の取り組みと、第3章主要施策の各事項名を記載しております。なお、茨城労働局 令和8年度行政運営方針の全文は茨城労働局Webサイト「茨城労働局からのお知らせ」に掲載しております。

## 第2章 令和8年度の重点施策

### ■賃金引上げと多様な人材の活躍促進に向けた支援

#### 1. 賃金引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

##### 賃金引上げに取り組む企業の生産性向上に向けた支援

●生産性向上(設備・人への投資等)や非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援するため、「賃上げ」支援助成金パッケージについて積極的な周知に取り組み、賃上げ環境の整備を図ります。

●企業が賃金引上げに取り組むに当たっての課題やその解決方法は多様であることを踏まえ、個々の企業が自らのニーズに沿った助成金を利用できるよう、幅広く情報提供を行います。

●働き方・休み方改善コンサルタントや働き方改革推進支援センターによる個々の企業の実態に応じた個別支援を行います。

●中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労働局・監督署において、内閣官房及び公正取引委員会が策定した労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知や、最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。

●監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

●中小企業庁との連携を強化し、生産性向上等に取り組む中小企業等に対し、よろず支援拠点や生産性向上のための補助金を案内するなど、幅広い情報提供に努めます。

##### 最低賃金審議会の円滑な運営

●中央最低賃金審議会から示される目安、経済動向、地域の実情及びこれまでの地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう、地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

##### 同一労働同一賃金の遵守の徹底

●同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行について、監督署からの情報提供に基づく報告徴収等により同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

●基本給・賞与等について正社員との待遇差の理由についての説明が不十分な企業に対しては、監督署と連携した点検要請等により、不合理な待遇差の解消に向けた企業の自主的な取り組みを促します。

●施行5年後見直しに関する審議会の議論を踏まえ、同一労働同一賃金ガイドライン等が改正された場合には、円滑な施行・適用に向け、周知に取り組みます。

##### 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換の支援等

●キャリアアップ助成金の正社員化コース・賃金規定等改定コース等の活用勧奨に取り組むことで、非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換の促進を図ります。

また、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするため、新たに創設された短時間労働者労働時間延長支援コースの活用勧奨に取り組めます。

●非正規雇用労働者の待遇改善や短時間正社員制度の導入等を検討している企業を、労務管理等の専門家による個別相談やコンサルティング支援等を実施している「働き方改革推進支援センター」につなげます。

●多様な働き方の実現応援サイトに掲載されている好事例の事業主及び労働者に対する周知等により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取り組み機運の醸成を図ります。

●無期転換ルールの円滑な運用のため、無期転換ポータルサイトを通じて周知・啓発を図ります。

## 2. 多様な人材の活躍促進と人手不足対策

### 多様な人材の活躍促進

#### 【女性の活躍促進】

●女性活躍推進法の改正により、令和8年4月から常時雇用する労働者数 101 人以上の事業主に男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が義務付けられたことから、その改正内容の周知とともに、公表にあたっては現状に関する要因分析を行い、分析結果等も公表することが重要であることが十分に理解されるよう、各企業への周知に取り組みます。

●女性活躍に関する情報公表に際し、女性の活躍推進企業データベースを通じた企業の魅力発信を支援します。

●女性活躍推進の優良企業えるぼし認定については、子育てサポート企業くるみん認定とともに認定取得を促し、企業の魅力向上による人材確保を支援します。

#### 【高齢者の活躍促進】

●70 歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、事業主と接する求人受理や事業所訪問等の機会を捉えて、65 歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。

●(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構で実施している65 歳超雇用推進助成金や70 歳雇用推進プランナー等による支援について、同機構茨城支部と連携し、事業主への周知・活用促進に取り組みます。

#### 【障害者の活躍促進】

●令和7年6月1日時点の本県における障害者実雇用率(民間企業)が前年を 0.01 ポイント下回り、また令和8年7月には法定雇用率が 2.7%に引き上げられる予定であることから、未達成企業への指導を強化します。

●障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している企業に対しては、地域の関係機関と連携し、採用準備の段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援や、精神・発達障害がある方の雇用に向けた精神・発達障害者雇用サポーター養成講座の開催、障害者の職場定着を進めるためジョブコーチを自社に配置した場合に活用できる助成金制度等により、企業の障害者雇用を支援します。

●公務部門における法定雇用率についても、令和8年7月より 3.0%への引上げが予定されているため、雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークから啓発・助言等を行います。

●障害者雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定するもにす認定制度を通じ、障害者雇用のさらなる周知・啓発を図ります。

#### 【外国人の活躍促進】

●ハローワークによる事業所訪問や、雇用管理セミナーの実施等を通じ、外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言等を実施します。また、各種法令違反が疑われる事案を把握した場合には、速やかに関係機関への情報提供を行います。

### 人手不足対策の充実

#### 【人材不足分野における人材確保支援】

●医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野の人材不足分野については、労働局・ハローワーク及び地域の業界団体等を構成員とした人材確保対策推進協議会を通じ、関係団体等と連携した人材確保支援(セミナー・就職面接会・説明会等)の充実を図ります。

●ハローワーク水戸、土浦に設置した人材確保対策コーナーを中心に、セミナー・就職面接会・説明会等を開催し、潜在的な求職者の掘り起こしや求人充足に向けた事業所に対する条件緩和指導等により、マッチング支援を実施します。

●公的価格で運営する医療・介護・保育分野については、全てのハローワークで積極的な事業所訪問を行い、事業所情報等の収集、魅力ある求人票作成のための助言、求職者のニーズに応じた求人条件緩和の提案、求人充足のための雇用管理改善援助などのアウトリーチ支援を行います。また、応募可能性がある求職者に対する積極的な求人情報の提供や就職面接会・説明会の積極的な開催等により重点的なマッチング支援を実施します。特に、急募求人については、関係機関とも連携し、早期の求人充足に向けて迅速に対応します。

●事業所が看護師や介護従事者、保育士等を採用する際に、職業紹介事業者等と契約や利用条件等を巡ってトラブルとなるケースが見受けられることから、労働局に設置している「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口において、求人者から職業紹介事業者等に係る相談があった場合には、相談を受け付けるとともに、法違反が疑われる事案については、指導監督等の必要な対応を行います。

また、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」において、就職実績や離職状況、返戻金制度の有無の公開が義務化されており、求人者が安心して利用出来るよう、適切な履行の周知に取り組みます。

#### 【求人充足サービス等の充実】

●オンラインを活用した求人受理により事業所の利便性を図るとともに、積極的な事業所訪問による求人確保、事業所情報の収集、魅力ある求人票作成のための助言、求職者のニーズに応じた求人条件緩和の提案などをきめ細かく行います。また、求職者に対する求人情報の提

供や就職面接会・説明会等を開催するなど求人充足サービスの充実を図ります。

●従業員にとって魅力ある職場の創出のためには求人充足に加え、従業員の生産性向上や職場定着を促進することが重要であることから、社会保険労務士等を活用した雇用管理改善コンサルティングや雇用管理改善等の取組に対する助成金(人材確保等支援助成金)の活用等を促進します。

また、新規学校卒業者等の人材確保に向け、ユースエール認定の取得促進や若者の雇用管理における優良事例の発信等に取り組みます。

#### 【雇用関係助成金の活用促進】

●雇用関係助成金については、その周知に努めるとともに、雇用関係助成金ポータルを通じた電子申請の利用促進や、助成金事務センターにおける一体的な申請受理等により、助成金活用にあたっての事業主の利便性向上に取り組みます。●キャリアアップ助成金による社内人材の処遇改善・定着支援や、早期再就職支援等助成金を活用した即戦力人材の確保支援など、各種雇用関係助成金の活用を促進し、企業における人材の確保、定着及び育成を支援します。

#### 政労使の連携・協力による取組の推進

●令和7年度地方版政労使会議において採択した「物価上昇に負けない賃上げ実現のための「稼ぐ力」向上に向けた共同メッセージ」を踏まえ、地域の労使団体や茨城県、関係機関との連携・協力のもと、上記の施策を含め、賃金引上げと多様な人材の活躍促進に向けた効果的な取組の推進を図ります。

### 第3章 主要施策

#### ■安全で健康に働くことができる環境づくり

##### 1. 労働条件の確保・改善対策

- (1)長時間労働の抑制
- (2)労働条件の確保・改善対策

##### 2. 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- (1)改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた周知徹底等
- (2)第14次労働災害防止計画に基づく取組の推進

##### 3. 最低賃金制度の適切な履行確保

- (1)最低賃金額等の周知・広報の徹底

##### 4. 労災保険給付の迅速・適正な処理

#### ■円滑な就職に向けた支援の推進

##### 1. リ・スキリングによる能力向上支援の推進

- (1)リ・スキリングによる能力向上支援の推進
- (2)成長分野等への労働移動の円滑化

##### 2. 求職者に対する就職支援

- (1)求職者に対する支援の充実
- (2)求職者の特性に応じた丁寧な就職支援の実施

##### 3. 地方公共団体と連携した雇用対策、就労支援

- (1)雇用対策協定に基づく連携
- (2)生活困窮者等への就労支援

#### ■誰もが働きやすい労働環境の整備

##### 1. 総合的なハラスメント対策の推進

- (1)職場におけるハラスメント防止措置義務の履行確保等
- (2)カスタマーハラスメント(カスハラ)及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント(就活セクハラ)対策の推進

##### 2. 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備等

- (1)仕事と育児・介護の両立支援
- (2)ワーク・ライフ・バランスの促進等

##### 3. 就業環境の整備等

- (1)フリーランス等の就業環境の整備
- (2)各種労働相談に対する的確な対応と早期の紛争解決援助

##### 4. 労働法令・労働行政の周知啓発、広報

- (1)労働法令の周知啓発
- (2)労働行政の周知広報

茨城労働局行政運営方針は、以下の茨城労働局Webサイトにて全文を掲載しています。

【茨城労働局 Webサイト】



URL:[https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/news\\_topics/topics/oshirase.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/news_topics/topics/oshirase.html)

【問い合わせ先】茨城労働局雇用環境・均等室  
〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31  
電話：029-277-8294

## 労働保険の年度更新手続きはお早めに <受理相談会を開催いたします>

令和8年度の労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続きは、令和8年6月1日（月）から令和8年7月10日（金）までが申告期間となります。

申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、受理相談会を下記会場で開催します。相談会場の混雑が予想されますので、ご利用される方は、時間にゆとりを持ってお越しください。

その他にも申告に関する電話相談窓口として 令和8年5月28日（木）～7月17日（金）（9時～17時 土日祝除く）の期間、労働保険年度更新コールセンター（0120-963-339）が開設されますので、こちらもご利用ください。

### 令和8年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水戸	7月8日(水)	9:30~16:00	常陸太田市商工会 大会議室 (常陸太田市中城町 3210)
	7月9日(木)	10:00~16:00	大子町立中央公民館 第4研修室 (久慈郡大子町池田 2669)
	7月10日(金)	9:00~16:00	茨城県産業会館 中会議室B (水戸市桜川 2-2-35)
日立	7月9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	日立労働基準監督署 1階会議室 (日立市幸町 2-9-4)
土浦	7月7日(火)・8日(水)・9日(木) ・10日(金)	9:00~16:30	土浦労働総合庁舎 3階会議室 (土浦市穴塚 1838)
筑西	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室 (筑西市下中山 581-2)
古河	7月9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	古河労働総合庁舎 3階会議室 (古河市下辺見 2099)
常総	7月9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室 (常総市水海道淵頭町 3114-4)
龍ヶ崎	7月8日(水)・9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室 (龍ヶ崎市川原代町四区 6336-1)
鹿嶋	7月9日(木)・10日(金)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室 (鹿嶋市宮中 1995-1)

お問合せ先は、茨城労働局 総務部 労働保険徴収室（029-224-6213）または最寄りの労働基準監督署まで  
(HP) <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

## 5月は電子申請利用促進月間です！

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で

### いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。

窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。

窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

### 簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

毎年提出する年度更新申告書であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力は変更と修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

### 移動時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。（労働保険関係手続（一部手続は除く）について、GビズIDを利用して手続することができます。また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカードリーダーは別途必要です。）

### e-Gov web サイトへ！

e-Gov web サイトへアクセス！ <https://www.e-gov.go.jp/>

#### 1. 電子証明書を用意してください

GビズIDを使用する場合は不要です。但し、労働保険関係手続の一部はGビズIDを利用しての申請手続ができません。

#### 2. アカウントの準備をしてください

e-Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

e-Gov アカウント・Microsoft アカウント・GビズID

#### 3. ブラウザの設定を確認してください

ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

#### 4. アプリケーションをインストールします

e-Gov 電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

- ◆ 詳細は、厚生労働省のホームページから「労働保険関係手続の電子申請について」を検索してご覧ください。また、労働保険の電子申請説明動画がアップされていますので併せてご確認ください。

# 令和8年度「全国安全週間」を7月に実施！

厚生労働省茨城労働局労働基準部健康安全課

令和8年度の「全国安全週間」スローガン

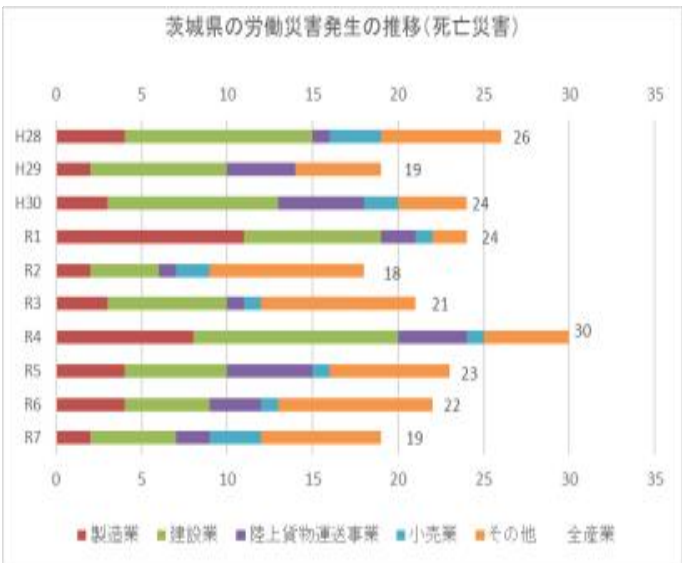
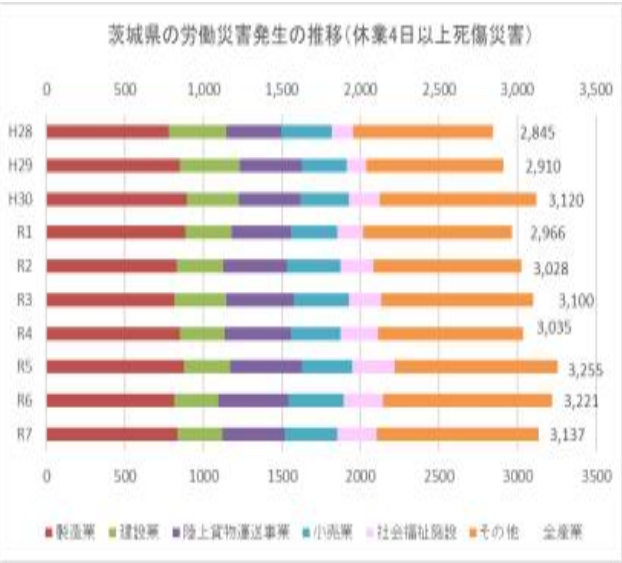
## 多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開してきた結果、労働災害は長期的には減少しています。茨城県内における令和7年の茨城県内の労働災害による死亡者数は、19人で前年より3人（13.6%）減少し、休業4日以上死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く速報値）も、3,137人で前年より84人（2.6%）減少しています。

また、本年度は、「第14次労働災害防止計画」の4年目であることを踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けた取り組みを求められています。

厚生労働省及び茨城労働局では、労働災害の一層の減少を図るため、7月1日（水）から7日（火）までを「全国安全週間」、6月1日（月）から30日（火）までを準備期間としています。各々事業場では、この期間中に各職場の巡視や全国安全週間のスローガン、安全標語の掲示、労働安全研修会の開催、安全衛生計画の策定、安全衛生教育の実施等労使一丸となった労働災害防止のための取り組みを強化していただきますようお願いいたします。



(注) 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。資料出所：労働者死傷病報告

# 令和7年茨城県内の労働災害発生状況

厚生労働省茨城労働局労働基準部健康安全課

## ～ 死傷災害は、前年比2.6%減少～

茨城労働局（局長 佐藤 悦子）は、令和7年の茨城県内の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症を除く速報値）を取りまとめました。

○ 休業4日以上之死傷者数 3,137人

（前年よりも84人減少）

○ 死亡者数 19人

（前年よりも3人減少）

### 1 休業4日以上之死傷災害発生状況

- （1）令和7年の休業4日以上之死傷者数は、3,137人（前年比84人、2.6%減少）であり、長期的にみれば、昭和53年の5,389人をピークに着実に減少していますが、ここ数年は増減を繰り返しています。
- （2）業種別では、製造業が837人（全体の27%）、陸上貨物運送事業396人（同13%）、小売業339人（同11%）、建設業282人（同9%）の順に多く、この4業種で全体の約6割を占めています。

### 2 死亡災害発生状況

- （1）令和7年の死亡者数は、19人（前年比3人、13.6%減少）であり、業種別では、建設業5人（全体の26%）、小売業で3人（同16%）、製造業2人（同10%）、陸上貨物運送事業で2人（同10%）、畜産業2人（同10%）などです。
- （2）また、事故の型別では、墜落・転落6人（全体の32%）、交通事故4人（同21%）、激突され3人（同16%）などです。

### 3 労働災害防止の取り組み

茨城労働局においては、このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止推進計画の4年度目に当たることから、労働災害の多発業種を中心とした労働災害防止対策の徹底を図ることとしています。特に、①墜落・転落防止対策②交通労働災害防止対策③転倒防止対策④はさまれ・巻き込まれ防止対策⑤増加傾向にある第3次産業対策や身体機能の低下に起因する高年齢労働者対策⑥安全衛生教育が不十分なことから発生する外国人労働者対策等を重点に効果的な対策を実施して参ります。

事業者、労働者の皆さまにおかれましては、職場に潜む危険性等を除去するためのリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた労働災害防止対策を講じるなど、従来にも増して労働災害防止のための取り組みの強化を実施していただくことをお願いいたします。

# STOP!

# 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、  
一年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間



準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
☑チェックしましょう。

## 労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し  
熱中症予防の責任体制を確立

## 暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

## 作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止  
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を  
策定

## 設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または  
冷房設備、散水設備の設置を検討

## 休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や  
涼しい休憩場所の確保を検討

## 服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や  
送水により身体を冷却する機能をもつ服の  
着用も検討

## 教育研修 の実施

ガイド・教育動画 e-learning

管理者、作業者に  
対する教育を実施



## 緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や  
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

# キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省  
熱中症予防情報  
サイト



STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



### 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



### 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



### 服装

準備期間に検討した服装を着用



### 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、  
作業中止



### プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



### 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行  
させる等を考慮)



### 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間  
の調整  
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意  
すること



### 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま  
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎  
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮  
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



### 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量  
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを  
指導し、作業開始前に確認



### 作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、  
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの  
健康状態を留意するよう指導



### 異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間  
7月  
にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

高年齢者雇用安定法は、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的とする法律です。事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります。

**65歳までの雇用機会  
の確保（義務）**



**70歳までの就業機会  
の確保（努力義務）**

70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の「努力義務」になったことに伴い、65歳以上70歳未満で離職する者も再就職援助措置・多数離職届等の対象になります。

## 高年齢者就業確保措置について

### <対象となる事業主>

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

### <対象となる措置>

次の①～⑤の措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入  
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P 2、3
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P 2、3
  - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

④、⑤については過半数労働組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

# 高年齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項 (高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針)

## 全般的な留意事項

- ・ 高年齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高年齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- ・ 複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高年齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高年齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があります。
- ・ 高年齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- ・ 高年齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいです。
- ・ 高年齢者就業確保措置において支払われる金銭については、制度を利用する高年齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、業務内容に応じた適切なものとなるよう努める必要があります。
- ・ 短時間や隔日での就業制度など、高年齢者の希望に応じた就業形態が可能となる制度の導入に努めるとともに、勤務形態や退職時期の選択を含めた人事処遇については、個々の高年齢者の意欲及び能力に応じた多様な選択が可能な制度となるよう努める必要があります。

## 基準を設けて対象者を限定する場合

- ・ 対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、労使で十分に協議した上で定められたものであっても、事業主が恣意的に一部の高年齢者を排除しようとするなど、高年齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するもの、公序良俗に反するものは認められません。

## その他、講ずる措置別の留意事項

### P1の③

#### 継続雇用制度の場合

- ① 70歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときには、70歳までは契約更新ができる措置を講じ、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。
- ② 70歳までの継続雇用制度は、特殊関係事業主以外の他社により継続雇用を行うことも可能だが、その場合には自社と他社との間で、高年齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があること。
- ③ 他社で継続雇用する場合にも、可能な限り個々の高年齢者のニーズや知識・経験・能力等に応じた業務内容、労働条件とすることが望ましいこと。

### P1の④⑤

#### 創業支援等措置の場合

- ① 高年齢者のニーズや知識・経験・能力を踏まえて、業務内容や高年齢者に支払う金銭等を決定することが望ましい。
- ② 創業支援等措置により就業する高年齢者について、同種の業務に労働者が従事する場合における安全配慮義務をはじめとする労働関係法令による保護の内容も勘案しつつ、事業主が適切な配慮を行うことが望ましい。
- ③ 創業支援等措置により就業する高年齢者が被災したことを当該措置を講ずる事業主が把握した場合には、事業主が、高年齢者が被災した旨を主たる事業所を所管するハローワークに届け出ることが望ましい。

※70歳までの安定した就業機会の確保のため必要があると認められるときは、高年齢者雇用安定法に基づき、ハローワーク等の指導・助言の対象となる場合があります。

# 創業支援等措置の実施に必要な措置について

創業支援等措置を実施する場合には、以下の手続きを行う必要があります。

## 1. 計画を作成する

創業支援等措置を講ずる場合には、下記の事項を記載した計画を作成する必要があります。計画を作成する際には各事項を記載する上での留意事項にご留意ください。

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| (1) 高年齢者就業確保措置のうち、創業支援等措置を講ずる理由 | (7) 契約の終了に関する事項（契約の解除事由を含む）                  |
| (2) 高年齢者が従事する業務の内容に関する事項        | (8) 諸経費の取扱いに関する事項                            |
| (3) 高年齢者に支払う金銭に関する事項            | (9) 安全及び衛生に関する事項                             |
| (4) 契約を締結する頻度に関する事項             | (10) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項                    |
| (5) 契約に係る納品に関する事項               | (11) 社会貢献事業を実施する団体に関する事項                     |
| (6) 契約の変更に関する事項                 | (12) (1)～(11)のほか、創業支援等措置の対象となる労働者の全てに適用される事項 |

## 2. 過半数労働組合等の同意を得る

1の計画について、過半数労働組合等の同意を得る必要があります。

※労働者の過半数を代表する労働組合がない場合は、次に留意して過半数を代表する者を選出する必要があります。

- ・労働基準法第4条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
- ・創業支援等措置の計画に関する同意を行うことを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと

※ 同意を得ようとする際には、過半数労働組合等に対して、（ア）労働関係法令が適用されない働き方であること、（イ）そのために1の計画を定めること、（ウ）創業支援等措置を選択する理由を十分に説明するようお願いいたします。

※ 創業支援等措置（P1の④⑤）と雇用による措置（P1の①～③）の両方を講ずる場合は、雇用による措置により努力義務を達成したことになるため、創業支援等措置に関して過半数労働組合等との同意を必ずしも得る必要はありませんが、高年齢者雇用安定法の趣旨を考えると、両方の措置を講ずる場合も同意を得ることが望ましいです。

## 3. 計画を周知する

2の同意を得た計画を、次のいずれかの方法により労働者に周知する必要があります。

- ・常時当該事業所の見やすい場所に掲示するか、または備え付ける
- ・書面を労働者に交付する
- ・事業主の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する（例：社内ネットワークに掲示し労働者が常時パソコンで確認できるようにするなど）

【創業支援等措置の実施のために締結が必要な契約】

- ・上記1・2と合わせて、高年齢者の就業先となる団体と契約を締結する必要があります。
- ・制度導入後に、個々の高年齢者と業務委託契約や社会貢献活動に従事する契約を締結する必要があります。

創業支援等措置により就業する高年齢者には、

- ・上記1の計画を記載した書面を交付する
- ・（ア）労働関係法令が適用されない働き方であること、（イ）そのために1の計画を定めること、（ウ）創業支援等措置を選択する理由を丁寧に説明して本人の納得を得るよう努めるようお願いいたします。



## 高齢者等が離職する場合について

### <再就職援助措置等の対象となる高齢者等の範囲>

	45歳以上60歳未満 で離職する者	60歳以上65歳未満 で離職する者	65歳以上70歳未満で 離職する者
解雇その他の事業主の都合による離職 (※)		A	
継続雇用制度の対象者基準に該当しないことによる離職			
創業支援等措置の対象者基準に該当しないことによる離職			
定年年齢に到達したことによる離職			B
継続雇用制度の上限年齢に到達したことによる離職			
創業支援等措置の上限年齢に到達したことによる離職			

※ 創業支援等措置による契約が事業主の都合により終了する場合を含む

### 再就職援助措置

事業主は、 **A** または **B** 部分に該当する高齢者が再就職を希望するときは、(ア) 求職活動に対する経済的支援、(イ) 求人の開拓、求人情報の収集・提供、再就職のあっせん、(ウ) 再就職に資する教育訓練等の実施、受講のあっせん等を講じるよう努めることとされています (**努力義務**)。

### 多数離職届

事業主は、 **A** または **B** 部分に該当する高齢者が同一の事業所において、**1か月以内に5人以上の高齢者等が解雇等により離職する場合**は、離職者数や当該高齢者等に関する情報等を **ハローワークに届け出**なければなりません (**義務**)。

### 求職活動支援書

事業主は、 **A** に該当する高齢者が希望するときは、速やかに次の事項を記載した「求職活動支援書」を作成し、**本人に交付**しなければなりません (**義務**)。

求職活動支援書に記載する事項：

(ア) 氏名・年齢・性別、(イ) 離職予定日 (離職予定日が未定の場合はその時期)、(ウ) 職務の経歴 (従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項等)、(エ) 有する資格・免許・受講した講習、(オ) 有する技能・知識・その他の職業能力に関する事項。(カ) その他の再就職に資する事項 ※解雇等の離職理由は記載しません。

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### Point

①

**障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和8年7月以降）**

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<b>2.7%</b>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<b>37.5人以上</b>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告  
(令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します。)
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point

②

**除外率が引き下げられました。（令和7年4月）**

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<b>5%</b>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<b>10%</b>
・港湾運送業 ・警備業	<b>15%</b>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<b>20%</b>
・林業（狩猟業を除く）	<b>25%</b>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<b>30%</b>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<b>35%</b>
・石炭・亜炭鉱業	<b>40%</b>
・道路旅客運送業 ・小学校	<b>45%</b>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<b>50%</b>
・船員等による船舶運航等の事業	<b>70%</b>



# 男女均等な採用選考ルールについて

## ～企業において募集・採用に携わるすべての方へ～

男女雇用機会均等法（以下「均等法」）は、労働者の募集及び採用に係る性別を理由とする差別を禁止し、男女均等な取扱いを求めています。

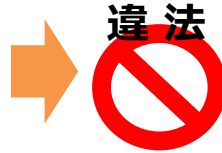
また、業務上の必要性など、合理的な理由がない場合に、募集・採用において労働者の身長・体重・体力を要件とすること、労働者の募集・採用、昇進、職種の変更をする際に、転居を伴う転勤に応じることを要件とすることは、間接差別として禁止されていますのでご注意ください。

### 性別を理由とする差別

- ① 募集・採用の対象から男女のいずれかを排除すること。
- ② 募集・採用の条件を男女で異なるものとする。
- ③ 採用選考において、能力・資質の有無等を判断する方法や基準について男女で異なる取扱いをすること。
- ④ 募集・採用に当たって男女のいずれかを優先すること。
- ⑤ 求人内容の説明等情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること。



合理的な理由がない場合



### 間接差別

- ① 募集・採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とすること。
- ② 労働者の募集・採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。

### 例えばこのような募集・採用は違法です！

#### 【募集の段階で】

今年は10名新規採用する予定の中、男性を多く採りたいので、男性7名、女性3名を採用する。

#### 【選考の段階で】

男女の構成比を考慮して、男性（女性）の選考基準を女性（男性）よりも厳しくする。

### 法違反とならない場合 ～ポジティブ・アクションのための特例措置～

男女の均等な機会・待遇の確保の支障となっている事情を改善するために、事業主が女性のみを対象とするまたは女性を有利に取り扱う措置（ポジティブ・アクション）は、法違反とはなりません。



- 支障となっている事情とは、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で男女労働者間に事実上の格差が生じていることをいいます。例えば、**一の雇用管理区分**において、男性労働者と比較して、女性労働者が相当程度少ない状況にあることをいい、具体的には**女性労働者の割合が4割を下回っている場合、格差が存在している**と判断されます。
- 女性のみを対象とする、または女性を有利に取り扱う措置を講じるには、これまでの慣行や固定的な男女の役割分担意識が原因で生じている格差を改善することを目的としていることが必要です。
- したがって、現に女性労働者の割合が4割を下回っている場合でも、単に女性を優先したい、有利に取り扱いたいという意図で女性を配置することは、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会の確保及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的としていないため、法違反になります。

### 認定制度を活用して企業の魅力度アップを目指しませんか？

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定する制度です。

「えるぼし」認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

また、「えるぼし認定」を既に受け、取組の実施状況が特に優良な企業については、「プラチナえるぼし認定」があります。

#### 【認定のメリット】

認定を受けた事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上などにつながることを期待できます。

#### 【一定の要件とは？】

「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の

5つの評価基準があり、いくつ項目を満たしたかによって認定の段階が異なります。

3段階目：5つの項目を全て満たしている。

2段階目：3つまたは4つの項目を満たしている。

1段階目：1つまたは2つの項目を満たしている。

なお、認定基準を満たさない項目があったとしても2年以上連続してその実績が改善していることが必要です。



【プラチナえるぼし認定マーク】

【えるぼし認定マーク】  
(三段階目)

労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000209450.pdf>

# 求職者支援制度のご案内

## □ 求職者支援制度とは？

再就職、転職、スキルアップ\*を目指す方が、**月10万円**の生活支援の給付金を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です

※今すぐの転職ではなく、働きながらスキルアップを目指す方も対象



**月10万円  
給付金**

訓練期間中の生活を支援するため、**収入や資産などの要件を満たした方は**、給付金を受給しながら訓練を受講できます



**無料の  
職業訓練**

給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練**を受講できます  
(テキスト代などは自己負担)



**就職  
サポート**

訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、**ハローワークが求職活動をサポート**します

## □ どういう方が利用できる？



給付金を受けて訓練を受講する方		給付金を受けずに訓練を受講する方 (無料の訓練のみ受講する方)	
離職者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用保険の適用がなかった離職者の方</li> <li>● フリーランス・自営業を廃業した方</li> <li>● 雇用保険の受給が終了した方など</li> </ul>	離職者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など（親と同居している学卒未就職の方など）</li> </ul>
在職者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など</li> </ul>	在職者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）</li> </ul>

## □ 制度活用の主な要件

### 訓練受講の要件

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

制度の詳細

### 給付金の要件

- 本人収入が**月8万円以下**
- 世帯全体の収入が**月30万円以下**
- 世帯全体の金融資産が**300万円以下**
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 訓練実施日**全てに出席**する

全ての要件を満たす必要があります。他にも要件があるので、詳しくはハローワークまで



やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合※でも、**8割以上出席**する

※育児・介護を行う方や求職者支援訓練(基礎コース)を受講する方は証明ができない場合を含める

✓ 給付金が受けられなくても、交通費(通所手当)のみ受給することができる場合もあります。

## □ 主な訓練コース(求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

訓練期間は  
**2~6**か月

訓練のコース検索  
はこちら

✓ 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練(最長2年)も受講できます

### 利用者の声



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

まずは、お近くのハローワークにご相談ください！

所在地  
連絡先

# 事業主の皆さまへ

## ～「不妊治療」と「仕事との両立」支援のご案内～

さまざまな企業で、社員が不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりに取り組む動きが広がっています。こうした取組は、**離職の防止、社員の安心感やモチベーションの向上、新たな人材を引き付けること**などにつながり、**企業にとっても大きなメリット**があります。

企業が社員の事情に応じてサポートする姿勢を示すことは、働く本人にとっても、**一層仕事への意欲が増す**などの大きな影響を与えられます。

厚生労働省では、企業における「不妊治療」と「仕事との両立」を支援する取り組みを推進する企業を支援しています。

### 不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル



{URL ▼}  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/ukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>

{掲載データ情報}  
➢ PDF: 64<sup>h</sup> -ジ  
➢ 3.5MB



### 不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック



{URL ▼}  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/ukintou/pamphlet/dl/30l.pdf>

{掲載データ情報}  
➢ PDF: 12<sup>h</sup> -ジ  
➢ 859MB



### 不妊治療連絡カード



{URL ▼}  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001249605.pdf>

{掲載データ情報}  
➢ PDF: 6<sup>h</sup> -ジ  
➢ 568KB



## 中小企業を支援する助成金もご活用ください ～両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）～

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取組、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援する助成金です。労働者が休暇制度・両立支援制度を利用した場合に活用できます。

▶詳細はこちらへ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)



## 認定制度で企業のイメージUP ↗

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

「くるみん認定」(①)を既に受け、より高い水準の取組を行い、一定の要件を満たした企業については「プラチナくるみん認定」(②)があります。

また、新たな認定制度「トライくるみん」(③)や「**不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する『プラス』制度**」(④)もあります。

認定を受けた企業は、認定の証である「認定マーク」を使用することにより対外的にPRできます。

事業主の皆さま！ぜひ認定を目指してみませんか？

### ① くるみん認定マーク

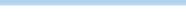


### ② プラチナくるみん認定マーク

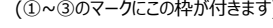


目指そう！  
くるみん！

### ③ トライくるみん認定マーク



### ④ プラス制度 認定マーク



(①～③のマークにこの枠が付きます)



◆障害者雇用状況報告にあたり◆

報告対象障害者の計上もれはありませんか??

“実は障害者手帳を持っている”方はいませんか??

常用雇用労働者が40.0人以上\* の事業主は、毎年6月1日における障害者雇用の状況について厚生労働大臣に報告しなければなりません。

\* 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方は0.5人で算定

\* 令和8年7月以降は、法定雇用率引き上げのため37.5人以上

事業主には法定雇用率以上の障害者を雇用する義務があり、その率は今後引き上げが決定しています。

(令和7年4月現在2.5%⇒令和8年7月～**2.7%\***)

\* 引き上げ後の雇用率は令和9年障害者雇用状況報告から適用

雇用率を満たしていないと

- ・ 障害者雇入れ計画作成を命じられ、改善が見られない場合は**企業名が公表**されます
- ・ 不足人数に応じて**納付金**を納める必要があります（常用雇用労働者100人超の場合）



障害者雇用状況報告の前に、

① 報告書に計上する人数に誤り（漏れ）がないか

② 障害者と把握している方以外で障害者手帳をお持ちの方がいないか

についてもう一度確認をお願いします。

法定雇用率の  
対象となる  
障害種別

◆身体障害者◆  
身体障害者手帳  
1～6級  
もしくは  
7級が2つ以上

◆知的障害者◆  
療育手帳  
A～C  
※自治体によって名称が  
異なる場合あり

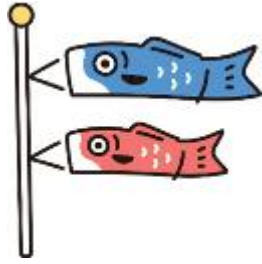
◆精神障害者◆  
精神障害者  
保健福祉手帳  
1～3級

注意!!

従業員への確認は、その理由・目的を本人へ説明したうえで行うとともに、プライバシーに対する十分な配慮をお願いします。

Check!





# 労働委員会の窓から

(令和8年2月1日～令和8年3月31日)



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

## 今期の事件の状況



### 審査事件

(労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てが1件ありました。1件が終結し、8件が係属中です。

#### 【新規事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容
R 8 (不) 第1号事件	建設業	R 8. 3. 31 個人	労働基準監督署から未払賃金の支払を行うよう是正勧告書が交付されているにもかかわらず、会社が従わないことについて、救済命令を交付すること。

#### 【終結事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容	終結状況
R 6 (不) 第4号事件	卸売業 小売業	R 6. 8. 23 労働組合	① 懲戒処分の撤回 ② 店舗閉店及び雇止め通知の撤回 ③ 慰謝料の支払 など	令和8年3月3日、労働委員会の関与により和解が成立したことから、取下書が提出され、事件は終結した。



### 調整事件

(労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。1件が終結し、係属中の事件はありません。

次頁に続く

### 【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項	終結状況
R 8 (調) 第 1 号事件	医療、福祉	R 8. 1. 8 労働組合	セクハラ・パワハラの 損害賠償について	令和 8 年 3 月 12 日、あっ せんが開催されたが、当事者 間の主張の隔たりが大きく、 合意形成が困難であったこと から、打切りを決定し終結し た。



### 個別あっせん事件 (個々の労働者と使用者との間の紛争に ついて話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。



### あっせん員候補者紹介

令和8年4月16日付けで、あっせん員候補者のうち3名が新たに委嘱されました。

氏名	委嘱年月日	現職
かめだ てつや 亀田 哲也	平成30年12月6日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
ごとう れいこ 後藤 玲子	令和2年12月3日	茨城大学人文社会科学部教授 茨城県労働委員会公益委員
おおたに みえこ 大谷 美恵子	令和6年12月3日	公益財団法人いばらき文化振興財団理事長 茨城県労働委員会公益委員
ほり みずき 堀 みずき	令和6年12月3日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
もりた さえこ 森田 冴子	令和8年1月15日	弁護士 茨城県労働委員会公益委員

氏名	委嘱年月日	現職
くぼた としかつ 久保田 利 克	令和6年12月3日	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員
すがわら やすひろ 菅原 康 弘	令和2年12月3日	茨城交通労働組合執行委員長 茨城県労働委員会労働者委員
ちば たかのり 千葉 高 則	令和6年2月15日	日本郵政グループ労働組合茨城連絡協議会議長 茨城県労働委員会労働者委員
なまいざわ りつこ 生井澤 律 子	令和6年12月3日	日本労働組合総連合会茨城県連合会副事務局長 茨城県労働委員会労働者委員
なかじま ともみ 中島 智 美	令和6年12月3日	UAゼンセンウエルシアユニオン中央執行副委員長 茨城県労働委員会労働者委員
かとう ゆういち 加藤 祐 一	令和4年12月1日	一般社団法人茨城県経営者協会専務理事 茨城県労働委員会使用者委員
ほり のぶや 堀 延 也	令和4年12月1日	株式会社ケーズホールディングスサステナビリティ推進本部CSR部顧問 茨城県労働委員会使用者委員
なぐも きょうこ 南雲 京 子	令和6年12月3日	株式会社三栄製作所代表取締役会長 茨城県労働委員会使用者委員
やなせ かおり 柳瀬 香 織	令和6年12月3日	海老根建設株式会社代表取締役 茨城県労働委員会使用者委員
はたや さちこ 幡谷 佐智子	令和8年4月16日	茨城県労働委員会事務局長
ひらが やすし 平賀 靖	令和8年4月16日	茨城県労働委員会事務局次長兼総務調整課長
なかね たかゆき 中根 隆 行	令和8年4月16日	茨城県労働委員会事務局審査課長

## 「あっせん員」について

令和8年4月16日にあっせん員候補者3名を委嘱しました。あっせん員は、労働委員会で扱う調整事件におけるあっせん（労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）及び個別的労使紛争のあっせん事件（個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度）に関与します。

ここでは、あっせん員が、上記の労働委員会のあっせんにおいてどのような役割を果たすのかをご紹介します。

労働委員会のあっせんとは、会長の指名するあっせん員が、労使紛争の両当事者の間に立って労使双方の主張の争点を確認、その妥協調整に助力して当事者の自主的な相互の歩み寄りを図ることにより、紛争を妥結に導く解決の方法です。あっせん員は、あっせん員候補者の中から指名されます。あっせん員候補者は、公益を代表する者（弁護士、大学教授など）、労働者を代表する者（労働組合の役員など）、使用者を代表する者（会社役員など）など学識経験を有し、労使紛争の解決に援助を与えることのできる者が選ばれます。

あっせんの際には、紛争の内容等を勘案し、原則として公・労・使のあっせん員候補者の中から1名ずつあっせん員が指名されます。公益を代表するあっせん員は公平な第三者の立場に立つ者であり、労働者を代表するあっせん員、使用者を代表するあっせん員も単なる利益代表ではなく、労使双方の事情を正しく理解し、あっせんに反映させていく立場にあります。

以上のように、労働委員会では、異なる立場のあっせん員が複数であっせんに携わることにより、労使双方の意向をより丁寧に反映させながら、公正で円滑なあっせんを行っておりますので、是非ご活用ください。



### 【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-5563（総務調整課）、029-301-5568（審査課）

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudou/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～